

## 会議の非公開について

本日の専門分科会のうち審議事項については、下記の理由により非公開としたい。

## ●報告事項

児童福祉法第33条の15第1項の規定による報告について

(非公開とする理由)

審議事項に、久留米市情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当する不開示情報が含まれるため、同条例第24条第1項第2号の規定に基づき、非公開とするもの。

**久留米市情報公開条例（抄）**

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったとき（当該開示請求が権利の濫用に該当するときを除く。）は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(2) ～ (10) 略

（会議の公開）

第24条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 審議内容に不開示情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 略